

【検討の背景】

- ✓ 展示設備等の技術的な進歩
- ✓ 公開ニーズの多様化 等



材質や保存状態、実態[※]等を踏まえ、き損の可能性の低い文化財は公開期間の延長を認めるなど、よりきめ細かな取扱とすることが望ましいとの指摘
 ※平成28年度「公開承認施設等の博物館施設に対する実態調査結果」においても、材質別公開日数に差があることが明らかになった

- ✓ これまでの取組により蓄積された経験・知見とともに、保存科学に関する研究成果等を総合的に勘案
- ✓ より明快・丁寧な理由・説明を含めた指針としての見直し

【現行要項】

き損の程度が著しいものを除き、原則

- ① 公開回数は年間2回以内、公開日数は延べ60日以内
- ② ①に比べて、褪色や材質の劣化の危険性が高いものは延べ30日以内
- ③ 照度は原則として150ルクス以下

※この要項によりがたい場合には、事前に文化庁に協議すること

【改訂案】

文化財保護法第53条に基づき、所有者及び管理団体以外の者が移動を伴う公開を行う場合の取扱いを行うべき事項や留意すべき事項を示す指針

＜公開のための移動回数及び期間＞

き損や劣化の程度が著しいもの、材質が極めて脆弱、寸法が特に大きい、形状が複雑ものを除き、原則

- ① 公開のための移動回数は年間2回以内、公開日数は延べ60日以内
- ② ①以外のもので、特に個々の保存状態に問題がない、材質が石、土、金属などで作られたもの
 ⇒ 年間公開日数：**延べ150日以内**
- ③ ①以外のもので、特に個々の保存状態に問題がなく、特別な事情があり、事前に文化庁と協議の上、次回の公開まで適切な期間を設ける措置を取った場合
 ⇒ 年間公開日数：**延べ100日まで**
- ④ ①に比べて褪色や材質の劣化の危険性が高いものは年間公開日数は延べ30日以内

＜個別の重要文化財等の公開における留意事項＞

※個々の保存状態に問題がなく、劣化しやすい材質を用いていない文化財に限る

- 絵画：絵画の照度は100ルクス以下とする
 版画の公開日数は年間延べ30日以内で照度は50ルクス以下とする
油絵の公開日数は年間延べ150日以内とする
- 彫刻：**金属製品の公開日数は年間延べ150日以内とする**
 単一素材の彫刻作品（一木造り、彩色・漆箔などがない場合）の年間公開日数については事前に文化庁文化財部美術学芸課と協議した上で決定することができる
- 工芸：**陶磁器、銅製品などの工芸品公開日数は年間延べ150日以内とする**
 漆工品、甲冑類の照度は100ルクス以下とする
 染織品の照度は80ルクス以下とする
- 考古：**材質が石、土、ガラス又は金属のものの公開日数は年間延べ150日以内とすること**
- 書跡・典籍・古文書：照度は100ルクス以下とする
- 歴史資料：近代の洋紙を利用した文書・典籍類、図面類、写真類などの照度は50ルクス以下とする

※この要項によりがたい場合には、事前に文化庁に技術的指導・助言を求め、協議し対応を決定すること